

## 仕様書

1 委託件名 女性活躍の課題解決に向けた取組みの支援事業 業務委託

2 履行期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 27 日まで

### 3 事業目的

企業向け診断ツール「ふくおか女性活躍ナビ※」を活用し、企業における女性活躍の取組みを支援することにより、働く場における男女間格差（賃金、昇進）の解消に繋げる。

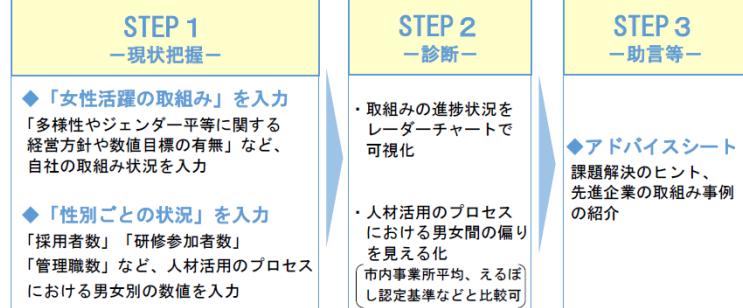
また、支援企業の好事例等を発信することで、ツールの活用や企業の取組み促進に繋げる。

#### ※ふくおか女性活躍ナビについて

女性の管理職登用に向けた研修や  
男性の育児休業取得など、企業における女性活躍の取組み等を  
「ジェンダー平等」の視点から  
見える化し、課題解決のアドバイスを行うプログラム。WEPs（国連 女性のエンパワーメント原則）」を参考に  
作成しており、グローバル基準での

診断が可能。ふくおか女性活躍 NEXT 企業見える化サイトに令和 8 年 5 月下旬頃に開設予定。

#### <フロー図>



WEPs とは：企業がジェンダー平等を経営の核に位置づけ、自主的に取組むための行動指針。

2010 年 3 月に国連グローバル・コンパクトと国連婦人開発基金（UNIFEM、現 UN Women）が共同で策定し、2018 年より、UN Women が事務局を担っている。

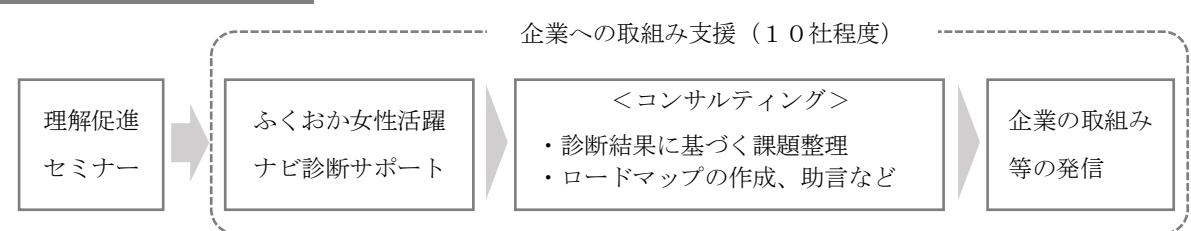
### 4 履行場所

福岡市市民局男女共同参画部女性活躍推進課 外

### 5 委託業務内容

次の内容を企画・実施すること

#### <委託業務のイメージ図>



## (1) 理解促進セミナーの開催

### ①内容

- ・企業におけるジェンダー平等推進の必要性に関する理解や、「ふくおか女性活躍ナビ」の活用を促進するため、企業の経営層、人事対象者等を対象としたオンラインセミナーを企画・実施すること。
- ・内容については、事前に福岡市の確認を取ること。

### ②開催時期

- ・令和8年6月下旬から7月中旬頃までに1回開催すること。
- ・日時等は、福岡市と協議のうえ決定すること。

### ③その他

- ・参加者の募集にあたっては、専用サイトと広報用チラシ（PDFデータ）を作成すること。
- ・広報用チラシは、「ふくおか女性活躍ナビ」の運用開始（令和8年5月下旬頃を予定）に合わせて広報開始できるよう作成すること。また、A4両面（「ふくおか女性活躍ナビ」「理解促進セミナー」それぞれ一面ずつ）で作成すること。

## (2) 企業への取組み支援

### ①内容

- ・ふくおか女性活躍ナビを活用した、企業の取組み支援（10社程度）を行う。

#### ア 診断サポート

- ・「ふくおか女性活躍ナビ」の診断実施サポートを行う。

#### イ コンサルティング

- ・アの診断結果に基づき、課題の整理を行う。
- ・企業へのヒアリングを踏まえ、課題と自社計画の紐づけや、新たな目標設定に基づくロードマップの作成、施策実施に係る助言など、さらなる取組み推進に向けた支援を行う。
- ・支援企業へのコンサルティングは、各社2回程度実施すること。

#### ウ 支援企業の取組み等の発信

- ・「ふくおか女性活躍ナビ」を活用した取組みを促進するため、支援企業での好事例（例：ふくおか女性活躍ナビでの診断結果から明らかになった課題と、それに対応するために実施した新たな取組み）等を、市内企業向けに発信する。
- ・さらなる女性活躍の取組みにチャレンジする企業としてPRすることで、コンサルティングを踏まえた支援企業の取組みを推進させるとともに、人材確保にもつなげるため、支援企業での取組み等を求職者（学生）向けに発信する。
- ・手法については、効果的な方法を提案すること。

### ②実施時期

- ・(1)の理解促進セミナー以降に実施する。

### ③支援企業の募集

- ・市内事業所（主に中小企業）から参加企業（10社程度）を公募すること。
- ・公募にあたっては、専用サイトと広報用チラシ（PDFデータ）を作成すること。
- ・(1)の理解促進セミナーへの参加者が、参加後に応募できるスケジュールで公募すること。

### (3) 広報全般

- ・当該委託業務全体の広報計画を策定の上、福岡市へ提出すること。

### (4) 業務報告及び業務完了報告

#### ①業務報告

業務の進捗状況等について、適宜、福岡市へ提出すること。

#### ②業務完了報告

業務終了後、速やかに業務完了報告書（紙ベース、電子データ）を提出すること。

業務完了報告書には次のものを添付すること。

- ・5(1)の内容（参加者名簿、作成資料、参加者アンケート及び集計結果、記録写真等）
- ・5(2)①アイの内容  
(支援企業リスト、診断結果、作成資料、議事録、支援企業アンケート及び集計結果等)
- ・5(2)②ウの内容（作成資料・データ等）
- ・5(2)③の内容（専用サイト画面ハードコピー、応募企業リスト等）

※その他、実施内容により、報告書内容を協議し決定する。

### (5) その他

- ・その他詳細については、隨時、福岡市と打ち合わせを行うこと。
- ・本事業の成果物にかかる著作権は福岡市に帰属する。

## 6 業務の適正実施に関する事項

### (1) 関係法令等の遵守

委託業務の実施にあたって、労働基準法その他関係法令を遵守すること。

### (2) 業務の再委託

福岡市の承諾を得ずに、委託業務の一部を再委託してはならない。第三者へ再委する場合は、事前に書面で報告し、福岡市の承諾を得ること。

### (3) 個人情報の保護

福岡市個人情報保護条例や個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守すること。契約終了後も同様とする。

なお、再委託する場合は、再委託先にも同様の義務を負わせるものとする。

### (4) 守秘義務

業務上知り得た福岡市や企業等の秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。なお、再委託する場合には、再委託先にも同様の義務を負わせるものとする。

## 7 その他

- ・業務の履行にあたっては福岡市と協議を行うこと。
- ・委託業務における参加者、参加企業から費用は徴しない。
- ・契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受託者の負担とする。
- ・本書に定めのない事項または定める事項で疑義が生じた場合には福岡市と受託者で協議のうえ定めるものとする。